

## 笠間ファン倶楽部会員規約

この規約は（以下「本規約」という。）笠間ファン倶楽部が提供するサービスの利用に関する条件を、本サービスを利用する方と笠間市の間で定めるものです

### 第1条（名称）

この会の名称は「笠間ファン倶楽部」とします。

### 第2条（事務局）

この会の事務については、笠間ファン倶楽部事務局（以下「事務局」という。）が行い、事務局は笠間市観光課内に置くものとします。

### 第3条（会員資格）

笠間市を好きな方、笠間市に興味のある方であれば、どなたでも入会できます。

### 第4条（会費）

この会の入会金・年会費は無料とします。

### 第5条（入会手続き）

- 1 入会手続きは、笠間ファン倶楽部の運営に関する要綱によるものとします。
- 2 申込みは、笠間ファン倶楽部プラットフォームにより行うものとします。
- 3 会員の資格は、笠間ファン倶楽部プラットフォームから入会手続きを行った場合、プラットフォームの利用登録時に発生するものとします。
- 4 明らかに実名ではない等、不正な申込みと判断した場合には申込みを承諾しない場合があります。

### 第6条（電子クーポン）

電子クーポンの有効期間は特に定めないものとします。

### 第7条（会員住所等の変更）

入会申込時に登録した情報に変更があった場合、会員は、原則として笠間ファン倶楽部プラットフォームにより変更手続きを行うものとします。

ただし、プラットフォームの利用が困難であると事務局が認める場合には、電話、はがき、メール等の方法により、事務局へ申し出ることができるものとします。

### 第8条（サービスの内容）

事務局は、原則として、会員に対し次の各号のサービスを提供するものとします。

- 1 笠間ファン倶楽部通信の送付（希望者のみ）
- 2 協力店等での各種サービス

- 3 毎月抽選で5組10名様にイベント招待券などをプレゼント
- 4 メールアドレス登録者に対するメールマガジンの配信

#### 第9条（サービスの停止）

事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知なしに各種会員サービスを停止することができるものとします。

- 1 会員の意思により退会の申し出があった場合
- 2 会員登録の内容に虚偽、不適切な記載などがあった場合
- 3 事務局が、会員サービス利用者として不適切であると判断した場合
- 4 会員の登録住所・メールアドレスに郵送物・メールを送付して、返送となった場合（会員から第7条の連絡があった場合はサービスを再開します）
- 5 本規約に反した行為が判明した場合

#### 第10条（権利譲渡の禁止）

会員は、会員サービスの利用上の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第11条（個人情報の取扱い）

1 事務局は、会員が特定することができる情報（以下「個人情報」という）を、会報等の送付や各種の通知、会員管理、その他のサービスの提供、笠間ファン倶楽部プラットフォームに関する目的の達成に必要な範囲を超えて利用しません。

2 事務局は、以下のいずれかの場合を除き、会員の個人情報を第三者に開示、提供しません。

- (1) 本人の承諾がある場合
- (2) 公共の利益の保護の必要がある場合、または法令に基づき開示を求められた場合
- (3) 会員に送付する文書等の発送について、外部業者に委託する場合
- (4) 笠間ファン倶楽部プラットフォームに関することについて、外部業者へ委託する場合

#### 第12条（規約の変更）

1 事務局は、会員サービスに関する本規約について、会員の承諾なしに変更できるものとし、変更後はただちに全ての会員に適用されるものとします。

2 本規約を変更する場合、事務局は会員に対して文書又はホームページにて通知します。